

2021年11月30日

国際会計基準審議会 御中

**公開草案 (ED/2021/6) 「経営者による説明」に対するコメント**

1. 企業会計基準委員会（以下「ASBJ」又は「我々」という。）は、2021年5月に公表された国際会計基準審議会（IASB）の公開草案「IFRS 実務記述書（PS）第1号『経営者による説明』（以下「本公開草案」という。）に対して、我々のコメントを提供する機会を歓迎する。
2. 本公開草案は、IASBが行っている、財務報告におけるコミュニケーションの改善に関するプロジェクトの1つと認識している。我々は、この領域には改善の余地があることに同意しており、この分野に存在する問題点に対処するIASBの努力に敬意を表する。また、我々は、本公開草案に対するコメントの提出を通じて、グローバルな財務報告の改善の取組みに貢献したいと考えている。
3. 我々は、本公開草案の提案が財務諸表に含まれる情報に影響を与える可能性があるため、質問9、質問10及び質問11に対しコメントする。特に、IASBとサステナビリティ報告基準を設定するための新しい審議会（以下「ISSB」という。）が扱う情報の範囲が明確にされないまま、IASBが本プロジェクトを進めるべきではないことを強調したい。

**質問9：サステナビリティ報告に関するIFRS財団評議員会のプロジェクトとの相互関係**

4. 前提として、我々は、IFRS財団によるISSBに関する取組みの方向性について同意し支持している。サステナビリティを含む財務諸表外で提供される情報の重要性は益々高まっており、IFRS財団の取組みは、サステナビリティ報告に関するグローバルでの透明性、一貫性及び比較可能性の改善に資するものと考えている。
5. しかしながら、我々は、本公開草案が扱う内容が、ISSBが将来において取り組む可能性のある事項と重複する可能性があるにもかかわらず、IASBとISSBが扱う情報

の範囲を明確にしないまま、IASB が本プロジェクトを進めるべきではないと考える。

6. 例えば、質問 9 の書き方は、ISSB が公表する基準に基づき作成された情報は、経営者による説明に含まれる情報の一部となることが示唆されている。しかし、ISSB が財務諸表に含まれない情報全般を扱うことになれば、ISSB が公表する基準に基づき作成された情報は、経営者による説明に含まれる情報よりも範囲が広がる可能性があると考えられる。IASB は、ISSB 設立後に、このような事項を議論する必要があると考える。
7. また、ISSB 設立後、IASB と ISSB は、連携して作業することが必要になると考えられ、仮に一方の審議会で本プロジェクトを扱うことになったとしても、他方の審議会も何らかの形で関与することになると考えられるが、この連携の具体的な内容についても両方で議論し、関係者の理解を得ることが必要である。

#### **質問 10：重要性の判断の行使**

8. IASB の概念フレームワークの質的特性は、もっぱら財務諸表で提供される情報を想定して開発されたものと考えられ、財務諸表で提供される情報と、財務諸表外で提供される情報とでは、目的等が異なるため、それぞれの種類の情報に最適な概念フレームワークも異なるものになると考えられる。したがって、経営者による説明に IASB の概念フレームワークの質的特性をそのままの形では適用できないとする IASB の結論に賛成する。
9. また、Materiality という用語について、我々は、財務諸表で提供される情報の文脈で使用される場合（例えば、IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」における「重要性」）と財務諸表外で提供される情報の文脈で使用される場合（例えば、サステナビリティ情報の文脈における「シングル・マテリアリティ」及び「ダブル・マテリアリティ」）とで、意味がすでに大きく異なっていると理解している。そのような状況を踏まえると、我々は、Materiality という用語を、概念が重複することを避けるために変更することは難しいと考えており、同一の用語を異なる意味で使用することによって利害関係者が混乱することがないように、用語が使われている文脈を明確にすることが重要であると考えている。この問題を解決する方法として、財務諸表で提供される情報と財務諸表外で提供される情報とで別の概念フレームワークを開発し、両者の関係を明確にすることが考えられる。

10. 本公開草案の重要性に関する具体的な提案については、まず、仮に IASB が IASB の概念フレームワークを出発点として経営者による説明の属性を説明する場合、次の点を明確にする必要があると考える。

(1) 重要性を「要求される属性」の 1 つとしていない理由

(2) 本公開草案における重要性には、IASB の概念フレームワークにおける重要性以外の目的適合性の諸側面が含まれるか否か及びその理由（本公開草案では、目的適合性を「簡単のため」重要性に置き換えているが、そのように置き換えた意図が明確ではない。）

11. また、財務諸表で提供される情報の文脈における重要性と経営者による説明で提供される情報の文脈における重要性は異なるものと考えられることから、PS 第 1 号の修正を受けて PS 第 2 号「重要性の判断の行使」を修正することは支持しない。

#### **質問 11：完全性、バランス、正確性及び他の属性**

12. 第 8 項で述べたとおり、財務諸表で提供される情報と、財務諸表外で提供される情報とでは、目的等が異なるため、それぞれの種類の情報に最適な概念フレームワークも異なるものになると考えられる。したがって、ISSB が設立され、IASB が扱う情報と ISSB が扱う情報の範囲が明確になった段階で、それぞれの種類の情報に最適な概念フレームワークが議論されるべきである。

13. 我々のコメントが IASB の審議に貢献することを期待している。ご質問があれば、ご連絡いただきたい。

川西 安喜

企業会計基準委員会 副委員長